

九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和5年3月9日

九十九里地域水道企業団
企業長 田 中 豊 彦

1 一般競争に付する事項

- (1) 業務名 長柄天日乾燥汚泥収集運搬処分業務委託
(2) 業務場所 長生郡長柄町山之郷483番地5（排出元）
長生郡長柄町山之郷483番地1（排出元）
(3) 一般競争入札 郵便入札・事後審査方式
(4) 業務期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
(5) 業務の概要

ア 目的

本業務は、浄水処理によって発生した乾燥汚泥を長柄天日乾燥場から受注者所有の産業廃棄物中間処理施設まで収集及び運搬を行ったのちに、中間処理を行い、再資源化するものである。

イ 概要

汚泥収集運搬及び処理量（予定） 約1,932t／年

- (6) 予定価格 落札決定後公表
(7) 最低制限価格 無
(8) 入札保証金 免除
(9) 契約保証金 無
(10) 業務費内訳書 無
(11) 契約方法 単価契約
(12) 入札書記載金額 1t当り（入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めないものとする。）
(13) 支払方法 契約期間内における発注（施行指示書による）ごとの支払い

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

- (1) 本業務の公告日前に効力を有する令和3・4・5年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「物品・委託用」に登載されているもののうち、(大分類) 31・廃棄物処理、(中分類) 3・産業廃棄物処理(収集・運搬)、(中分類) 4・産業廃棄物処理(中間処理・処分)について希望の登録がある者。
- (2) 本業務の公告日から本業務の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。
- (3) 本業務の公告日前に千葉県内に本店又は支店等(契約の締結及び履行に関する一切の権限を受けている者を置く。)がある者。
- (4) 産業廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を有する者。
- (5) 産業廃棄物処分業(汚泥)の許可を有する者。
- (6) 本業務において、現場代理人及び当該業務に関し、主として指揮・監督を行う主任技術者(開札日現在3か月以上の雇用関係にある者)を配置できる者。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の開札日前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本業務の公告日までにされていない者。

3 開札の場所及び日時

- (1) 場所 九十九里地域水道企業団第2会議室
東金市東金769番地2
- (2) 日時 令和5年3月28日(火)午前・午後 10時00分

4 設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

5 入札書の郵送方法

- (1) 郵送方法 一般書留又は簡易書留
(2) 到着期限 令和5年3月27日（月）午後5時必着
(3) 送付先 〒283-0802
東金市東金769番地2
九十九里地域水道企業団 総務課 管財班行

ア 郵送は外封筒（角形2号程度）及び中封筒（長形3号程度）の2重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書（指定された場合）を入れて封かん（同封されていない場合は入札無効となります。）し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）指定した郵送先

（イ）入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書（指定された場合）
在中の旨

（ウ）公告した業務名

（エ）公告した業務場所

（オ）開札日

（カ）入札者の商号又は名称

イ 中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により3箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）入札書在中の旨

（イ）公告した業務名

（ウ）公告した業務場所

（エ）開札日

（オ）入札者の商号又は名称

ウ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ 入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書及び業務費内訳書（指定された場合）等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ 開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。
封筒の封は糊付けでお願いします。

6 業務費内訳書の提出

(1) 入札参加者は、業務費内訳書の提出を求められている場合は、業務費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

- ア 入札書の記載金額と業務費内訳書の積算金額が相違する場合。
- イ 業務費内訳書に業務名、業務場所の記載がない場合。
- ウ 業務費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。
- エ 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本業務内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

(2) 業務費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

- ア 入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本業務内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。
- イ アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

7 入札回数

入札の回数は3回とする。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でFAX等により提出してください。

(1) 提出期限 令和5年3月14日（火）午後5時まで

(2) 提出先 九十九里地域水道企業団 総務課 管財班

TEL 0475-54-0631

FAX 0475-54-2068

(3) 回答 質問に対する回答は令和5年3月17日（金）にホームページに掲載します。

9 入札の執行

到着期限までに到着した入札書が1通の場合でも、当該入札は執行します。

10 開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

- (2) 予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。
ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。
- (3) 再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。
なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 再度入札において落札候補者がない場合は、当企業団物品等契約事務取扱要綱第14条第1項の規定によるものとする。

12 落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業（汚泥）の許可を証明するもの。
- (2) 産業廃棄物処分業（汚泥）の許可を証明するもの。
- (3) 最終処分（セメント原料）をする者との産業廃棄物処理委託契約書等の写し。
- (4) 現場代理人及び主任技術者を確認できるもの。（開札日現在3か月以上の雇用関係の証明含む）

13 その他

- (1) 上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。
- (2) 入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。
- (3) 開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。
- (4) 入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。
- (5) 入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の一般競争入札及び入札約款を熟読し、遵守してください。

九水企汚委令5第3号

長柄天日乾燥汚泥収集運搬処分業務委託
(収集運搬用)

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

1 適用範囲

本仕様書は、九十九里地域水道企業団長柄天日乾燥場から排出される乾燥汚泥の収集運搬業務を委託する場合について適用される。

2 定義

本仕様書において、発注者九十九里地域水道企業団（以下「甲」）とい
い、受注者（以下「乙」）という。

3 業務場所

長生郡長柄町山之郷 483 番地 5

長生郡長柄町山之郷 483 番地 1

4 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、実施期間及び収集運
搬量等については別途書面により通知するものとする。

5 汚泥収集運搬予定量

汚泥収集運搬量 約 1,932 t／年

6 業務概要

浄水処理によって発生する汚泥について、甲の天日乾燥場から乙の中間処
理施設まで収集運搬を行う。

7 法令の遵守

本業務施行にあたり、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道
路交通法、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法その他関係諸法令を遵
守しなければならない。

8 提出書類

(1) 業務主任技術者等選任通知書	1 部
(2) 業務着手届（工程表）	1 部
(3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	1 部
(4) 産業廃棄物収集運搬車両の車検証の写し	1 部
(5) 本業務関係会社との契約書及び承諾書の写し	1 部
(6) 施行計画書（安全管理、使用機器、運搬経路図）	1 部
(7) 業務写真	1 部
(8) マニフェスト	1 式
(9) 業務完了届	1 部
(10) 業務報告書	1 部
(11) その他監督職員の指示する書類	1 部

9 現場代理人

現場代理人は、作業現場に常駐し監督職員の指示に従い、本業務のすべて
を管理しなければならない。

10 入退場

入場時は、作業員人数、使用車両を報告のうえ入場するとともに作業終了

時には施錠のうえ退場を報告すること。

11 事故防止

乙は、本業務の実施にあたり、事故防止に努めなければならない。また、事故発生、その他緊急時に備え人員招集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認しておくこと。

12 公害防止

乙は、騒音、振動等の公害防止に努めなければならない。

13 衛生管理

天日乾燥場内での作業に従事するものは、放射線に対応した衛生管理に注意しなければならない。

作業中は、汚泥に直接触れない衣服等着用すること。

14 作業用機械器具等

本業務で使用する機械器具は、仕様書により指定されている場合には、これに適合した機械器具を使用しなければならない。

15 運搬車両

運搬車両は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく当該知事の許可証を有する車両を使用するものとし、収集運搬車両に係る表示及び産業廃棄物収集運搬業許可証の写し並びに産業廃棄物管理票を備え付けなければならない。

16 汚泥掻き寄せ及び積み込み

汚泥掻き寄せは、機械及び人力によるものとし、丁寧に行わなければならぬ。

積み込みは、主に機械によるものとし、作業中汚泥を飛散させないよう注意をはらうこと。

乙は、甲の指定する運搬経路に従い走行するものとし、堆積物を落下させないよう細心の注意をはらわなければならない。万一、飛散させた場合は速やかに取り除かなければならない。

なお、作業機械については事前に甲の承諾を得ること。

17 運搬量の確認及び報告

乙は、運搬車両ごとの積載量を遵守するとともに、運搬した廃棄物の重量を中間処理施設の台貫にて計測、数量を甲に報告するものとし、その数量で精算する。

18 マニフェスト

甲は、乙が購入したマニフェストに、産業廃棄物搬出の都度必要事項を記入し乙に交付する。

乙は、甲より交付を受けたマニフェストを確認し、必要事項を記入し、搬出終了後、B2票を提出するものとする。

19 現場管理

汚泥収集運搬に係る環境管理及び安全管理に十分配慮しなければならない。

また、本業務において、施設等に損傷を与えた場合は速やかに甲に報告し、乙の責任において修理を行い確認の検査を受けなければならない。

20 作業時間

作業時間は平日午前8時30分から午後5時までとする。

21 門の管理

本業務施行場所は、無人施設のため、作業中においても門を閉鎖し、部外者の進入に注意すること。

22 苦情等の処理

本業務において苦情等が発生した場合は、乙の責任においてすべて処理すること。

23 再委託

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集及び運搬業務を他人に委託してはならない。

ただし、契約期間中に収集及び運搬業務を他人に委託する必要が生じた場合、甲の承諾を得て法令の定める再委託基準に従い、収集及び運搬業務を再委託することができる。

24 機密保持

乙は、本業務によって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

25 疑義

本業務において、仕様書等に明記していない事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

九水企汚委令5第3号

長柄天日乾燥汚泥収集運搬処分業務委託
(処分用)

仕 様 書

九十九里地域水道企業団

1 適用範囲

本仕様書は、九十九里地域水道企業団長柄天日乾燥場から排出される乾燥汚泥の中間処分業務を委託する場合について適用される。

2 定義

本仕様書において、発注者九十九里地域水道企業団（以下「甲」）といい受注者を（以下「乙」）という。

3 業務概要

甲の天日乾燥場から搬入される浄水場発生土について、乙の中間処理施設においてセメント原料の再資源化を行う。

4 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、実施期間及び処理量等については別途書面により通知するものとする。

5 発生土処理予定量

汚泥処理量 約1,932t／年

6 廃棄物についての情報

甲は、委託処分する発生土の性状分析及び成分分析を実施し、乙に通知するものとする。

なお、分析結果により必要に応じて放射線に対応した衛生管理を行うこととする。

7 法令の遵守

本業務施行にあたり、廃棄物の処理及び清掃の法律及び県の産業廃棄物指導要綱等、その他関係諸法令を遵守しなければならない。

8 提出書類

(1) 業務主任技術者等選任通知書	1部
(2) 業務着手届（工程表）	1部
(3) 産業廃棄物処分業許可証の写し	1部
(4) 計量証明書の写し	1部
(5) 本業務関係会社（最終処分）との契約書及び承諾書の写し	1部
(6) 施行計画書	1部
(7) 業務写真	1部
(8) マニフェスト	1式
(9) 業務完了届	1部
(10) 業務報告書	1部
(11) その他監督職員の指示する書類	1部

9 現場代理人及び主任技術者

現場代理人及び主任技術者は監督職員と連絡を密にとり、浄水場発生土処分に支障がないよう努めなければならない。

10 立ち入り検査

乙は、本業務の実施にあたり、甲の立ち入り検査等を承諾しなければならない。

11 処分量の確認

乙は、甲の天日乾燥場から搬入される浄水場発生土の運搬量を台貫にて計測し、その数量を処分量として精算する。

12 マニフェスト

乙は、収集運搬業務に係る必要事項が記入されたマニフェストに必要事項を記入し、処分終了後、マニフェストD、E票を提出するものとする。

13 保管

乙は、甲から処分委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、関係法令に基づくものとし、処分が完了するまで適正に管理しなければならない。

14 再委託

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。

ただし、契約期間中に処分業務を他人に委託する必要が生じた場合、甲の承諾を得て法令の定める再委託基準に従い、処分業務を再委託することができる。

15 機密保持

乙は、本業務によって知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。

16 疑義

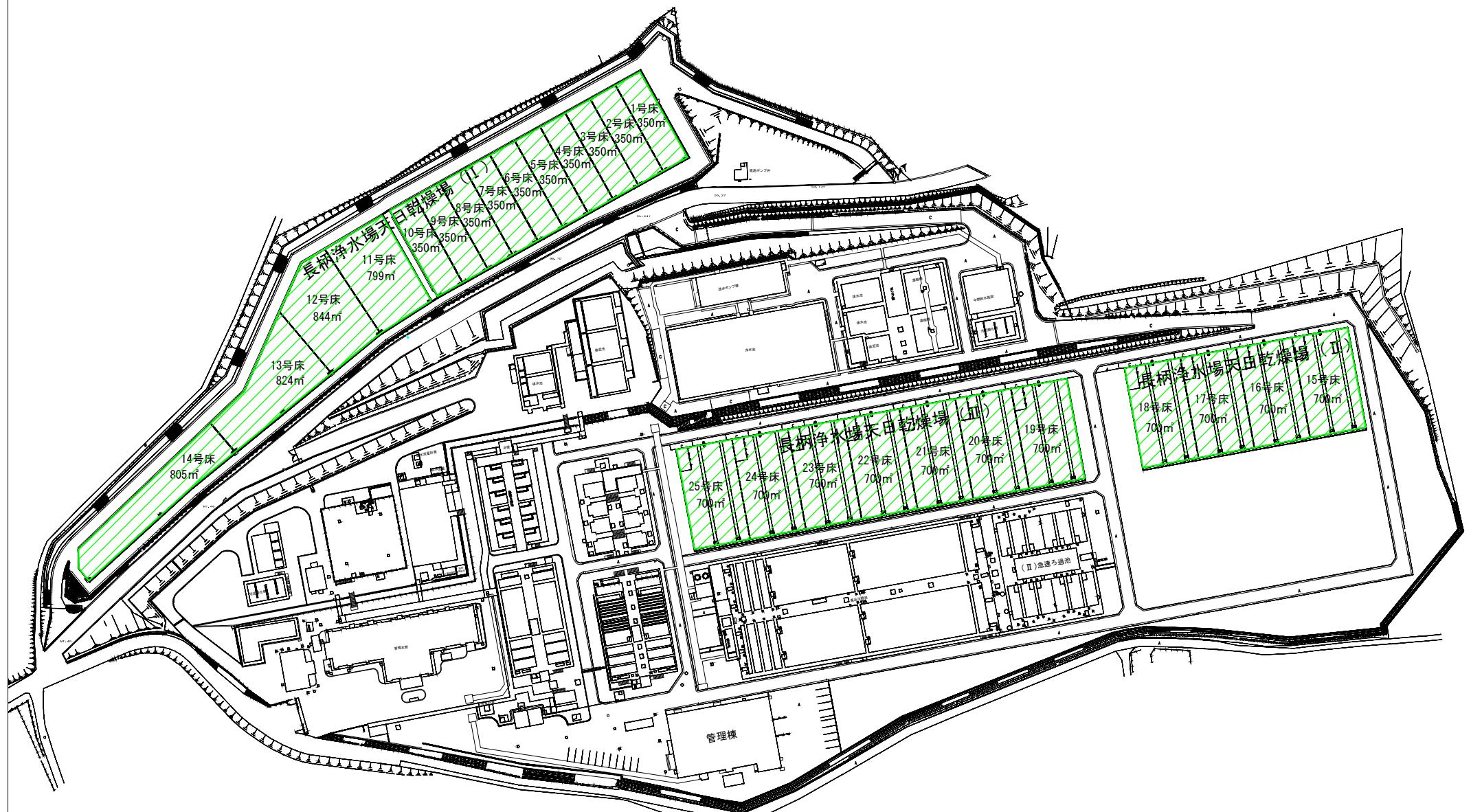
本業務において仕様書等に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定する。

案内図

長柄天日乾燥場



業務場所



長柄浄水場 平面図

長柄天日乾燥場 平面図



長柄天日乾燥場 平面図

